

千葉県葛南土木事務所管内県道西浦安停車場線に係る 道路未利用地一時占用者募集要項

千葉県葛南土木事務所では、管内所在の県道西浦安停車場線道路未利用地について、再利用までの暫定的な土地活用として、管理上支障のない範囲で一時占用者の公募を行います。

1 占用許可対象地

(1) 名称

県道西浦安停車場線 浦安市千鳥地区道路未利用地

県道西浦安停車場線 浦安市港地区道路未利用地

(2) 土地の所在地

浦安市千鳥地区 浦安市千鳥4-1等地先（別紙 該当地図面のとおり）

浦安市港地区 浦安市港58地先（別紙 該当地図面のとおり）

(3) 公募する面積

公募予定地① 3,724.20㎡

公募予定地② 2,227.57㎡

公募予定地③ 2,475.01㎡

公募予定地④ 2,493.66㎡

公募予定地⑤ 2,122.01㎡

公募予定地⑥ 2,151.20㎡

※応募申込は、1応募者1箇所のみとする。

(4) 道路法の適用

今回募集する土地は、道路法（昭和27年法律第180号）第91条の道路予定区域であり、同条第2項の規定により、同法第4条、第3章第3節、第43条、第44条、第44条の2、第47条の11、第48条、第71条、第72条、第73条、第75条、第87条及び第92条から第95条までの規定が準用される。

2 借地借家法等の適用

借地借家法は適用されない。

3 土地利用制限等

(1) 道路法による制限

上記「1（4）」のとおり

(2) 都市計画法、建築基準法等による制限

応募者において、浦安市の関係部局に確認すること。

(3) 譲渡転貸等の制限

占用する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

また、許可用途以外に使用しないこと。

4 募集条件

(1) 道路占用許可概要

① 占用地の利用形態

占用地の利用形態は公募予定地①②④は駐車場、公募予定地③は駐車場又は資材置場とする。

なお、現状のまま使用することとしますが、整地等が必要な場合は、葛南土木事務所の許可等を得て占有者の費用にて実施すること。

公募予定地には立木、設置物等あり。公募予定地①については、占地上空に工作物（パデストリアンデッキ）あり。また、別途出入口の占有が必要である。

② 出入口について

原則として、既存の歩道切下げを利用するものとし、新たに占有の出入口を設けることは、海岸保全区域のため、不可とする。

(2) 占有の場所、占有物件の構造等

占有の場所、占有物件の構造等の基準については、以下によるものであること。

(ア) 道路未利用地の占有により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものではないこと。特に高架の道路の出入口、交差点、横断歩道等の付近においては、占有物件を設けることにより、車両の運転手の視距を妨げることがない場所及び構造であること。

(イ) 柵又は縁石等の工作物等により占有範囲が明確にされていること。

(ウ) 将来の道路事業の施行の支障とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。

(エ) 道路未利用地から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

(オ) 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(カ) 次に掲げる物件の占有は、許可しないものとする。

① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性もしくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、もしくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。（例：廃棄物処理法による施設、古物営業法による施設、動物飼育施設、騒音を発する遊戯施設）

③ 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの。（例：風俗営業法による施設）

④ 住宅、賃貸住宅、社員寮、宿泊施設。ただし、災害時の仮設住宅を除く

(3) 道路占用料

① 占用料は、次による。

なお、占有期間中でも千葉県の使用料及び手数料条例の改正に伴い、占有

料を変更することがあります。

ア 自動車駐車場など建築物を設けない占用形態

地価 × 0.007 / m² / 年 × 面積

イ 建築物を設ける占用形態

地価 × 0.010 / m² / 年 × 面積

ウ 出入口等での占用形態

2,400円 / m² / 年 × 面積

(地価は固定資産税評価額を基準に時点修正して算定)

② 道路占用料の納付

道路占用料は、各年度分を年度ごとに一括して葛南土木事務所長が発行する納入通知書により指定した期限までに全額納入すること。

5 占用許可期間

(1) 占用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、葛南土木事務所長が更新することを適当と判断する場合は、当初設定した許可条件を変更しないことを前提に、令和8年4月1日から最長2年を限度に1年単位で占用許可を更新することができます。

なお、法令や条例の改正等に伴い変更が必要な事項が生じたとき葛南土木事務所長が判断する場合は、当初設定した許可条件を変更することがあります。

(2) 占用許可を継続することが適当でないとき認めるときは、許可を取り消すことがあります。

(3) 県が公用又は公共用のために使用する場合は、占用期間中であっても許可を取り消すことがあります。

6 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）であって、次の全ての条件を満たすものとします。

(1) 千葉県内に主たる事務所（本店）又は支店・営業所があること。

(2) 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている法人等でないこと。

(3) 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加資格を取り消されていないこと。

(5) 千葉県から指名停止措置を受けていないこと。

(6) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。））第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

- ② 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ④ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑤ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

7 提出書類

申し込みに当たり、以下の書類を県に提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

また、提出された書類の内容を変更することはできません。

※書類は全てA4版の用紙を使用すること。

- (1) 応募申込書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 関係書類
 - ① 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ② 法人の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書（法人のみ）
 - ③ 団体の役員名簿及び役員の履歴書
 - ④ 法人税、消費税及び地方消費税、千葉県税の各納税証明書（本店及び県内事業にかかるもので直近1年間分）
 - ⑤ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない法人等は除く。）
 - ⑥ 公共的ないし公益的な利用の場合は、目的、内容等を具体的に記載した理由書（任意様式）
 - ⑦ 賃貸借契約書（本店が千葉県内に無く、履歴事項証明書等で千葉県内に支店・営業所が確認できない場合のみ）
- (4) 提出部数
提出部数は、正本1部、副本1部（副本は複写可）とする。

8 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問については、次のとおり受け付けます。

② 受付期間 令和6年12月23日（月）から令和7年1月10日（金）まで

② 受付方法 質問書（別記様式第3号）に記入の上、電子メールで提出すること（質問書が届いているか、電話またはファックスで確認すること。ただし、令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日）は閉庁期間のため職員は不在です。）。

TEL:047-433-2422 E-Mail:katsu-ken@chiba.lg.jp

(2) 質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和7年1月17日（金）までに千葉県ホームページの葛南土木事務所ページ（<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-katsunan/>）に掲載します。

9 応募申込書提出先及び提出期間

(1) 提出先 千葉県葛南土木事務所管理課に持参又は郵送すること。

〒273-0012 千葉県船橋市浜町2-5-1

(2) 提出期間 令和7年1月17日（金）から1月31日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合、簡易書留郵便により令和7年1月31日（金）の午後5時までに必着のこと。

なお、ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めません。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られていないもの。

(2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 上記「6 応募資格」に記載のいずれかの条件を欠いているもの。

(6) その他、審査を行うに当たり不相当と認められるもの。

11 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等は、応募者の負担とする。

12 決定方法

提出された書類を審査し、資格要件を満たすと認められた者の内から、公共的ないし公益的な利用*となる応募者を優先して占用者と決定します。

公共的ないし公益的な利用を希望する応募者が競合した場合は、道路未利用地有効活用検討委員会が、市町村長、警察署長、その他関係者の意見を聞いて優先順位を定めます。

公共的ないし公益的な利用以外の応募者が競合した場合は、抽選により優先順位を定めます。

*公共的ないし公益的な利用とは、次の場合をいう。

- ① 道路法（以下「法」という。）第 36 条第 1 項に規定するライフライン関係機関の事業又はこれに付帯する事業もしくはこれに類する事業の用（例：緊急車両用駐車場）
- ② 交通安全、その他道路の管理に資する施設の用（例：道路管理者以外の者が設置するカーブミラー、道路照明、防犯カメラ）
- ③ 国又は地方公共団体による公共的ないし公益的な利用
- ④ 国又は地方公共団体が過半の基本財産を出資する公益法人等（道路整備特別措置法に規定する地方道路公社を含む。）による公共的ないし公益的な利用
- ⑤ その他公共的ないし公益的な利用と認められるもの

13 決定結果

占用者を決定したときは、応募者に通知するとともに、千葉県ホームページに事業者名を掲載します。

※令和 7 年 3 月 4 日（火）に決定予定。

14 道路占用許可の手続き

(1) 占用者に決定された応募者は、令和 7 年 3 月 18 日（火）までに、葛南土木事務所長宛てに道路占用許可申請書を提出すること。

(2) 添付書類

- ① 占用場所の図面
- ② 占用方法を記載した書類
- ③ その他必要書類

(3) 占用許可の手続きに要する一切の経費等は、占用者の負担とする。

15 占用許可の決定取消し

占用者に決定した応募者が、次のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消します。

この場合、応募者を繰り上げて占用者として決定することがあります。

(1) 正当な理由が無く、指定する期日までに道路占用許可手続きを行わなかった

とき。

- (2) 応募者としての資格を失ったとき。
- (3) その他本件占用許可の相手方として不相当と認められるとき。

16 維持管理

- (1) 占用地の草刈り等は、占有者が行うこと。
- (2) 占用地の管理については、占有者の責任において適切に行うこと。
- (3) 占用地に関する苦情等については、占有者の責任において対応すること。

17 原状回復

占有者は、占用期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、県に返還すること。

ただし、県が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

【問い合わせ先】

〒273-0012 千葉県船橋市浜町2-5-1

葛南土木事務所 管理課

担当者 初澤、^{おおやち}大谷地

TEL : 047-433-2422

Email : katsu-ken@msz.pref.chiba.lg.jp